

利用契約書

●契約締結日：平成 年 月 日

●サービス提供施設（以下「ホーム」という）の表示

名称 介護付有料老人ホームソフトタウン高洲

所在地 宮崎市高洲町235番地3

（指定特定施設入所者生活介護事業所： 4 5 7 0 1 0 3 1 7 8 号）

●契約当事者の表示

利用入居者： _____ 印（以下「利用者」という）

（ 男 ・ 女 ） （明治・大正・昭和 年 月 日）

施設提供者： 大和開発株式会社 代表取締役 境 一成 印（以下「事業者」という）

住 所： 宮崎市高洲町235番地3

●契約当事者以外の関係者の表示

身元引受人： _____ 印

〒 _____

住 所： _____

電 話： （自宅） _____ （携帯） _____

利用者との続柄： 配偶者 ・ 家族（具体的に _____）
生活支援員 ・ その他（具体的に _____）

契約立会人： _____ 印

住 所： _____

電 話： （自宅） _____ （携帯） _____

利用者との続柄： 配偶者 ・ 身元引受人 ・ 家族（具体的に _____）
生活支援員 ・ その他（具体的に _____）

前 文

利用者と事業者は、介護保険法その他の法令(以下「介護保険法令等」という。)に定める指定特定施設入居者生活介護の利用にあたり、下記のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

(契約の目的)

- 第1条 事業者は、利用者に対し、ホームにおいて、介護保険法令等を遵守し、本契約の定めるところに従い、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目的として、指定特定施設入居者生活介護のサービスを提供します。
- 2 本契約に基づき提供されるサービスの内容(本契約第4条及び第5条に定めるもの。以下同じ。)は、別紙『介護サービス一覧表』に定めるとおりとします。

(契約期間と更新)

- 第2条 本契約の有効期間は、
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
とします。

ただし、上記の契約期間満了日以前に、入居者に関して介護保険法令等により行われる要介護認定、更新認定、状態区分の変更認定、取消等の手続き(以下「要介護認定等」という。)により、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日までとします。

- 2 契約満了日の7日以上前までに入居者から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。

(運営規程)

- 第3条 事業者は、指定特定施設ごとに次に掲げる事業の運営について重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めます。
- 一 事業の目的及び運営の方針
 - 二 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
 - 三 入所定員及び居室数
 - 四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - 五 利用者が介護居室を移る場合の条件及び手続
 - 六 施設の利用に当たっての留意事項
 - 七 緊急時等における対応方法
 - 八 非常災害対策
 - 九 その他運営に関する重要事項

(介護保険給付対象サービスの内容)

- 第4条 本契約において、「介護保険給付対象サービス」とは、事業者が利用者に対して提供する、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいいます。

(保険給付対象外サービス)

- 第5条 本契約において、「保険給付対象外サービス」とは、前条において提供するサービスのう

ち介護保険の給付の範囲を超えるサービス及び前条に定めるサービス以外のサービスであって、別紙「要介護認定等に伴う確認」の書面に定めるものをいいます。

(介護の場所)

第6条 事業者は、利用者に対し本契約に基づくサービスを、原則としてホームにおける利用者の介護居室において提供します。

2 事業者は、利用者に対しより適切な介護のため必要と判断する場合に、本契約に基づくサービスの提供の場所をホーム内において変更することがあります。

3 前項の必要性の判断及び介護の場所の変更にあたっては、事業者は医師の意見を聴くとともに、利用者の意思を確認します。

4 事業者は、第2項による介護の場所の変更が長期にわたる場合または利用者の居室の権利や利用料金の負担額に変更をともなう場合には、一定の観察期間を設けると同時に、変更先の場所の概要、提供されるサービスの内容、費用負担等について、利用者に説明し、入居の同意を得ます。

第二章 介護サービスの内容確認とその手続き

(要介護認定等に伴う確認)

第7条 事業者は、利用者の要介護認定等が確定・更新・変更された場合に、その内容を確認するために、次の各号に定める事項を含めた「要介護認定等に伴う確認」の書面を利用者に交付します。

一 要介護認定等の内容及びその認定日、有効期間

二 認定審査会の意見

三 市町村により確定されたその他の重要な事項

2 前項の確認に際して、事業者は、利用者に対して、次の各号に定める事項について説明を行い、それについての利用者の意思を確認します。

一 本契約第4条に定める「介護保険給付対象サービス」に関し、介護保険給付の対象となる費用の支払いについて、介護保険法令等に定める法定代理受領サービスを選択することに同意するほか、又は償還払いを希望するかの確認

二 本契約第5条に定める「保険給付対象外サービス」に対して支払うべき費用の額への同意

三 本契約に基づくサービスの利用に関して、利用者が負担する利用料金や支払方法等が変更された場合の同意

四 その他利用者又は事業者において必要と考えられる事項

(特定施設サービス計画の作成・変更)

第8条 事業者は、介護保険法令等に基づき、利用者の「特定施設サービス計画」を作成する計画作成担当者を定めます。

2 事業者は、前項の計画作成担当者が作成する「特定施設サービス計画」の作成、変更等について、利用者に対して説明し、協議し、同意を得たうえで決定します。その内容は、利用者に対して書面を交付して確認するものとします。

3 事業者は、利用者に対して交付する要介護認定等に伴う確認の書面（本契約第7条）及び前項の書面には、計画作成担当者名を明記します。

第三章 事業者の義務

(事業者の守秘義務)

第9条 事業者は、正当な理由なしに、本契約に基づくサービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する事項を第三者にもらしません。この守秘義務は、本契約が終了した

後も継続します。

第四章 サービスの料金の支払い

(サービス利用料金)

第10条 利用者は、事業者に対して、介護保険法令等及び本契約に基づき提供されたサービスの利用料を、「要介護認定等に伴う確認」(本契約第7条)及び「特定施設サービス計画」(本契約第8条)に基づき支払うものとします。

2 事業者は、利用者に対して、本契約に基づき提供されたサービスの内容に基づき、利用者が支払うべき利用料金の内訳やサービスの区分等を記載した請求書をあらかじめ送付します。

(利用料金の変更)

第11条 本契約第7条第2項第一号に定める費用として支払う利用料金、その他介護保険法令等の変更があった場合、事業者は利用者等への説明を行い、当該利用料金等を変更することができます。

2 本契約第7条第2項第二号に定める費用として支払う利用料金について、事業者は、利用者の同意を得たうえで、当該利用料金を変更することがあります。この場合、事業者は、ホームの所在する地域の発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案するなどの手続をとるものとします。

(証明書の交付)

第12条 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払を受けたときは、利用者の求めに応じてサービス提供証明書を交付します。

2 前項のサービス提供証明書の発行に際し、事業者は利用者に対して、当該証明書の使用目的や提出先についての説明を求めることがあります。

第五章 契約の終了

(契約の終了事由)

第13条 本契約は、次の各号の一つに該当するときは、終了します。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要介護認定等により利用者が自立と認定された場合
- 三 ホーム利用契約が終了した場合
- 四 ホームが介護保険法令等に基づく特定施設入所者生活介護の事業者指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 五 利用者がホームの特定施設入所者生活介護に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合
- 六 第14条から第15条に基づき本契約が解約又は解除された場合

(事業者からの契約解除)

第14条 事業者は、利用者の行動が他の利用者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合、又は利用者が病院等への入院など3カ月以上の長期にわたり居室を使用することなく、特定施設入居者介護サービスを受けない場合に、本契約を解除することがあります。

2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。

- 一 一定の観察期間をおくこと。
- 二 医師の意見を聴くこと。

三 契約解除の通告について30日の予告期間をおくこと。

四 前号の通告に先立ち、利用者本人の意思を確認するとともに、利用契約で定める身元引受人等の意見を聴くこと。

3 事業者は、本契約に基づくサービス利用料金の支払につき、利用者がしばしば遅延し、その支払がない場合など、本契約における事業者と利用者の信頼関係を著しく害するものであると判断した場合には、30日の予告期間において、本契約を解除することがあります。この場合、前項第四号の規程を準用します。

4 前項において、利用者が介護保険法等に定める法定代理受領サービスを希望しており、本契約第7条第2項第一号の費用の利用料の支払を遅延する場合には、事業者が本契約の解除に先立ち行う予告期間は3カ月とします。

(利用者からの中途解約)

第15条 利用者は、本契約の有効期間中、いつでも本契約を解約することができます。この場合、利用者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者に書面により通知するものとします。

(清算)

第16条 第13条の規程に基づき、本契約が終了した場合において、利用者が、既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に清算するものとします。その際、1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払額については利用日数に基づいて計算した金額とします。

第六章 苦情処理

(苦情処理)

第17条 事業者は、本契約に基づくサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置します。

2 利用者は、行政機関又は国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関や紛争解決機関に苦情を申し立てることができます。

3 事業者は、前2項による苦情申し立てがなされた場合、これに対して迅速かつ適切に対応するものとし、利用者に対して、これを理由とした差別的な待遇を行いません。

第七章 その他

(損害賠償)

第18条 事業者は、本契約に基づくサービスの提供に当たって、万が一事故が発生し利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重大な過失がある場合は賠償額を減ずることができます。

(協議事項)

第19条 本契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法等の定めるところを尊重し、事業者と利用者が協議の上、誠意をもって解決するものとします。

(合意管轄)

第20条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、宮崎地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意します。

「利用者の権利について」

利用者は施設において以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者は差別的待遇をも受けることはありません。

1. 利用者はプライバシーを可能なかぎり尊重されます。
2. 利用者は、希望すれば自己に関する健康や介護の記録（ただし、医師が管理する診療記録は除く）を閲覧することができます。利用者以外の者がその閲覧を要求しても、利用者の同意がないかぎり閲覧させることはありません。
利用者の写真、身上や健康に関する記録は、法令等による場合を除き、利用者のあらかじめの同意を得ずして外部に公開されることはありません。個人情報については、個人情報保護法にもとづいて取扱われます。
3. 利用者は、利用者が選択する医師や弁護士その他の専門家といつでも相談することができます。ただし、その費用は利用者が負担することとなります。
4. 利用者は自己の金銭や財産を自由に使用することができます。なお、利用者が施設内で日常使用する金銭や財産の管理をホームに委託する場合には、あらかじめその管理方法について協議すると同時に、いつでもその管理状況の報告を求めることができます。
5. 利用者は本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行われることはありません。
6. 利用者は、施設に支障がないかぎり、利用者個人の衣服や家具備品をその居室内に持ち込むことができます。
7. 利用者は、事業者及び事業者の提供するサービスに対する苦情があれば、いつでも事業者に直接または行政機関等に対して申し出ることができます。